

西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金給付要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 1 日

西和賀町長 細 井 洋 行

西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金給付要綱

(目的)

第 1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている町内の事業者等の経営の継続を支援するため、事業全般に広く使える西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金(以下「給付金」という。)を給付することにより、もって地域経済の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小法人等 町内に事業所若しくは店舗又は工場を有する中堅企業、中小企業その他の法人をいう。ただし、法人の場合においては、令和 2 年 4 月 1 日時点において、次のいずれかの要件を満たすものとする。

ア 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること。

(2) 個人事業者 町内に住所を有する者又は確定申告書における事業所所在地が町内にある者をいう。

(3) 事業者等 中小法人等及び個人事業者

(4) 事業収入 次に掲げるものをいう。

ア 中小法人等の場合 確定申告書(法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 1 項第 31 号に規定する確定申告書をいう。以下「法人税確定申告書」という。)別表 1 における売上金額欄に記載される額と同様の算定方式によるものとする。

イ 個人事業者の場合 確定申告書(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書をいう。以下

「所得税確定申告書」という。)第1表における収入金額等の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとする。

- (5) 国持続化給付金 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者等に対して国が実施する持続化給付金をいう。

(給付金の給付対象者)

第3 給付金の給付対象となる者は、次のいずれの要件も満たす事業者等とする。

- (1) 平成31年1月1日以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30パーセント以上減少した月(令和2年1月から給付金の申請を行う日の属する月の前月までの間で事業者等が任意に選択したひと月。以下「対象月」という。)が存在すること。
- (3) 納期の到来した町税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業若しくは当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業者等、政治団体、宗教上の組織若しくは団体又は社会通念上不適切であると判断される事業者等でないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、令和元年中に新規開業した事業者等については、対象月の月間収入が令和元年の月平均の事業収入より30パーセント以上減少している場合は、給付金の給付対象とする。

(給付金の額)

第4 給付金の額は、令和元年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた額とし、中小法人等は30万円、個人事業者は20万円を上限とする。ただし、第3第2項の規定による場合は、令和元年の年間事業収入を令和元年の開業後月数(開業した月は操業日数にかかわらず1か月とみなす。)で除した額に12を乗じて得た額から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた額とする。

2 国持続化給付金の給付の対象となる事業者等に係る給付金の額は、

前項の規定により算出した額から国持続化給付金を差し引いた額とし、当該算出額が0円未満となる場合は、給付は行わないものとする。

3 前2項の規定による給付金額の算出に係る対象月の月間事業収入は、新型コロナウイルス感染症対策として国及び地方公共団体から支給される協力金等の現金給付を除くものとする。

4 給付金の給付は、同一事業者等に対して1回限りとする。

(給付の申請及び請求)

第5 給付金の給付を受けようとする事業者等(以下「申請者」という。)は、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金給付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、令和3年1月31日までに町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第6 町長は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当であると認めたときは、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金給付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知し給付金を給付するものとし、給付金を交付することが不適當であると認めたときは、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金不給付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び給付金の返還)

第7 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により給付金の交付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反していることが認められたとき。

2 前項の場合において、既に給付金が給付されているときは、給付した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 町長は、前項の規定により給付金の返還を命じるときは、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金返還命令書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

令和2年 月 日

西和賀町長 細井洋行 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名 印

西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金
給付申請書兼請求書

西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金の給付を受けたいので、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請（請求）します。

記

- 1 給付金申請（請求）額 金 円
- 2 令和元年（法人は前事業年度）年間事業収入 円
- 3 対象月の月間事業収入 令和2年 月 円
- 4 令和元年（法人は前事業年度）の対象月と同月の月間事業収入
令和元年（ 年度） 月 円
- 5 添付書類

(1) 国持続化給付金の給付対象となる事業者等

- ア 国持続化給付金給付通知の写し（給付の決定又は給付を受けた場合）
- イ 国持続化給付金申請の際に提出した書類の写し
- ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 国持続化給付金の給付対象とならない事業者等

- ア 令和元年（法人は前事業年度）分の確定申告書類の写し
 - (ア) 中小法人等は、法人税確定申告書別表1及び法人事業概況説明書
 - (イ) 個人事業者は、所得税確定申告書第1表及び所得税青色申告決算書（青色申告をしている場合。）又は町民税・県民税（国民健康保険税）申告書の写し
- イ 対象月の売上台帳等その月の事業収入を確認できる書類の写し
- ウ 個人事業者は、運転免許証等本人確認ができる書類の写し
- エ その他町長が必要と認める書類

6 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別(いずれかに○)	普通・当座	口座番号	
口座名義 ※申請者と同一名	フリガナ		

同意書

審査のため、課税台帳により納税状況の確認を行うことに同意します。

氏名又は名称及び代表者氏名

印

様式第2号（第6関係）

西和賀町指令観第 号
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金
給付決定通知書

令和2年 月 日付けで申請のあった西和賀町新型コロナウイルス感染症
対策事業に係る持続化給付金について、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策
事業に係る持続化給付金交付要綱第6の規定により、 円を交付します。

令和2年 月 日

西和賀町長 細井洋行 印

記

交付の条件 西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付
金給付要綱の定めるところによるものとする。

様式第3号（第6関係）

西和賀町指令観第 号
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金
不給付決定通知書

令和2年 月 日付けで申請のあった西和賀町新型コロナウイルス感染症
対策事業に係る持続化給付金について、下記のとおり不給付と決定しましたので
通知します。

令和2年 月 日

西和賀町長 細井洋行 印

記

不給付の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、西和賀町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、西和賀町（訴訟において西和賀町を代表する者は西和賀町長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第8関係）

西和賀町指令観第 号
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

西和賀町新型コロナウイルス感染症対策事業に係る持続化給付金
返還命令書

令和2年 月 日付けで申請のあった西和賀町新型コロナウイルス感染症
対策事業に係る持続化給付金について、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策
事業に係る持続化給付金交付要綱第8の規定により、下記により返還を命じます。

令和2年 月 日

西和賀町長 細井洋行 印

記

- 1 返還すべき金額
- 2 返還を命ずる理由
- 3 返還方法
- 4 返還期日
- 5 給付金給付決定額